

東日本大震災から明日 3 月 11 日で 6 年になります。あっという間の 6 年のような、まだ 6 年しか経っていないような……、それぞれの 6 年です。今回は、震災時の記憶の風化が進む中にあっても今なおあの日を忘れず応援してくれる方たちを、「ありがとう」の感謝を込めご紹介いたします。

感謝

応援してくれる方たちがいます



遠藤千代子さん

今年も鶴岡市内にお住まいの遠藤千代子さんより、一枚一枚手書きのメッセージカード入り「手作りアクリルタワシ」をお届けいただきました。平成 25 年より毎年いただいているもので、今回で 5 回目となります。

『今年もまた作りました。避難生活が長引き何かとご苦労が多いと思いますが、どうぞお体を大切に、お元気でお過ごしになるようお願いしております。皆様にくれぐれもよろしくお伝えください。』とのことでした。



食器を洗う以外に、ほこりや油膜を取ることができるため、スマホやデジカメのケース、パソコンの画面拭きなどにも最適です。ぜひ、ご活用ください。

ありがとう! ありがとう! ありがとう! ありがとう! ありがとう!

海を越え、今年もまごころが届きました。贈り主は、ロナルドさん・圭子さんご夫妻。圭子さんは鶴岡市出身で、現在は米国カリフォルニア州にお住まいです。鶴岡市内におられるご親戚を通して、避難生活を送る方々へ、少しでも暖かく過ごせるようにと、米国のご友人の協力のもと、手作りのキルトを寄贈していただきました。ご希望の方にお届けしますので、鶴岡市社会福祉協議会 避難者生活支援相談員 ☎ 0235-24-0053 までご連絡ください。

こうして、今なお応援して下さる方々がおられると思うと心温まる思いがすると同時に、少しずつでも前向きに生活していきたいとあらためて思いますね。



ロナルドさん・圭子さんご夫妻

【 3 月 の 予 定 】

<p>3/13 月</p>	<p>23 木</p>
<p>14 火 避難者相談会 12:30～15:00 会場:鶴岡市役所 4 階 ロビー ※ 福島県職員がおいでになり、生活支援相談員等も同席する出入り自由な相談会です。 ※ お昼休みも OK です。 ※ 借上げ住宅供給支援終了後の相談や就職等、個別に相談できます。 ※ 問) 鶴岡市社会福祉協議会 避難者生活支援相談員 ☎ 0235-24-0053</p> 	<p>24 金 法律無料相談(山形県弁護士会) 会場:鶴岡法律相談センター(勤労者会館内) こころの健康相談 13:30～14:30 15:00～16:00 会場:にこ♥ふる ※ 「眠れない日が続いている」「気分が沈み元気がない」「閉じこもりがちで心配」などでお困りの方ご相談ください。 ※ 無料ですが、予約が必要です。 鶴岡市健康課 ☎ 0235-25-2111 内線 364</p>
<p>15 水</p>	<p>25 土</p>
<p>16 木</p>	<p>26 日</p>
<p>17 金 法律無料相談(山形県弁護士会) 会場:鶴岡法律相談センター(勤労者会館内) ※ 避難者相談であることを伝えてください 14:00～16:00 (要予約) ※ 申込み) 山形法律相談センター ☎ 023-635-3648 受付時間 平日(水曜日除く) 9:00～17:00 水曜日のみ 9:00～18:30</p>	<p>27 月</p>
<p>18 土</p>	<p>28 火</p>
<p>19 日 週末寺小屋 13:30～15:30 会場:にこ♥ふる 3 階 栄養指導研修室 ※ 小学 1 年生から高校生までの学習支援です。 ※ 宿題や苦手な教科に、マンツーマンでお手伝いします。 ※ 申込み、問) 子ども支援ボランティア 「チーム飛躍(ひやく)」 ☎ 0235-64-1768 Eメール: jjmori@hotmail.co.jp</p> 	<p>29 水</p>
<p>20 月 祝日(春分の日)</p>	<p>30 木</p>
<p>21 火</p>	<p>31 金 法律無料相談(山形県弁護士会) 会場:鶴岡法律相談センター(勤労者会館内)</p>
<p>22 水</p>	<div style="background-color: #92d050; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">「高速道路の無料措置」期間延長</p> <p style="text-align: center;">平成30年3月31日まで</p> <p>原発事故に伴う避難区域などの避難者や、避難して二重生活を強いられている母子(父子)避難世帯を対象とした高速道路の無料措置が、平成30年3月31日(土)まで延長されます。</p> <p>なお、すでにお持ちの証明書の内容に変更があった場合は、再発行が必要となりますので、詳しいことは、証明書を発行した市町村にお問い合わせください。</p> <div style="text-align: center;">  </div> </div>